

入札書

令和 年 月 日

多治見市長 殿

入札者	住所 (所在地)	〒	
	フリガナ		連絡先(電話番号)
	氏名 (名称)		

代理人	住所 (所在地)	〒	
	フリガナ		連絡先(電話番号)
	氏名 (名称)		

次順位買受申込を	<input type="checkbox"/> 希望しない。	<input type="checkbox"/> 希望する。
----------	---------------------------------	--------------------------------

下記のとおり入札します。

記

公売財産の名称	
売却区分番号	動産
多1	番の不動産
	その他()

入札価額								
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

- 1 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。消せるペンのご使用は避けてください。
- 2 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 3 入札価額は、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
- 4 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 5 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
- 6 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。

入札書

令和5年9月13日

多治見市長 殿

入札者	住所 (所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岐阜県多治見市音羽町〇丁目〇〇〇番地	
	フリガナ	カブシキガイシャ〇〇ダイヒョウトリシマリヤク タジミタロウ	連絡先(電話番号)
	氏名 (名称)	株式会社〇〇 代表取締役 多治見 太郎	×××-×××-××××

代理人	住所 (所在地)	〒	
	フリガナ		連絡先(電話番号)
	氏名 (名称)		

次順位買受申込を	<input checked="" type="radio"/> 希望しない。	<input type="radio"/> 希望する。
----------	---	-----------------------------

下記のとおり入札します。

記

公売財産の名称	
売却区分番号	動産
多1	<input checked="" type="radio"/> 番の不動産
	<input type="radio"/> その他()

入札価額								
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

【注意事項】

- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。消せるペンのご使用は避けてください。
- 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 入札価額は、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
- 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
- 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。

入札書

令和5年9月13日

多治見市長 殿

入札者	住所 (所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岐阜県多治見市音羽町〇丁目〇〇〇番地		
	フリガナ	カブシキガイシャ〇〇ダイヒョウトリシマリヤク タジミタロウ		連絡先 (電話番号)
	氏名 (名称)	株式会社〇〇 代表取締役 多治見 太郎		×××-×××-××× ×
代理人	住所 (所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岐阜県多治見市音羽町〇丁目●●●番地		
	フリガナ	コウバイ ハナコ		連絡先 (電話番号)
	氏名 (名称)	公売 花子		×××-×××-×△×△

次順位買受申込を

希望しない。

希望する。

下記のとおり入札します。

記

公売財産の名称	
売却区分番号	動産
多1	番の不動産
	その他()

入札価額								
億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

【注意事項】

- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。消せるペンのご使用は避けてください。
- 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 入札価額は、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
- 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 書き損じたときは、訂正しないで、新しい入札書を作成してください。
- 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。